

(埼玉県委託事業)

令和5年度

薬局のかかりつけ機能強化推進事業

報告書

オンライン服薬指導の推進

令和6年3月

一般社団法人埼玉県薬剤師会

目 次

1. 背景	P. 1
2. 目的	P. 1
3. オンライン服薬指導に関する研修会の実施	P. 1
4. アンケート調査の実施	P. 1
5. アンケート調査の結果	P. 2
6. 考察	P. 6
※ 資料	P. 7
・ 研修会資料（資料 1）	
・ オンライン服薬指導に関する研修会アンケート（資料 2）	

1. 背景

オンライン服薬指導は、情報通信機器を活用しつつ実施する服薬指導であり、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえ、令和元年度に所要の法令改正が行われ、令和 2 年 9 月から施行された。

このような中、新型コロナウイルス感染症の流行および拡大に対応するため、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を発出し、本来のオンライン服薬指導とは異なる時限的・特例的な対応として、画像のない電話等を用いた服薬指導（いわゆる「0410 対応」）が可能となった。

これらの動き等も含め、オンライン服薬指導等の取扱いに関する見直しが行われ、令和 4 年 3 月 31 日付けで改正省令が公布され、「薬剤師の責任・判断により初回からオンライン服薬指導を実施可能とすること」「オンライン診療・訪問診療において交付された処方箋以外の処方箋においてもオンライン服薬指導の実施を可能とすること」「服薬指導計画の見直し」等が行われた。

オンライン服薬指導の実施にあたっては、その特性を理解した上で有効に活用できるよう適切な体制整備等を行いつつ、患者の個別の状況に応じて薬剤師が薬学的知見に基づき適切に対応することが求められている。

2. 目的

オンライン服薬指導の対応ができる薬局の整備を目的として、オンライン服薬指導に対応できる薬剤師の育成強化を図る。

3. オンライン服薬指導に関する研修会の実施

下記のとおりオンライン形式で実施し、281 名が受講した。

日程：令和 5 年 9 月 10 日（日）

形式：zoom を使用したオンライン形式

内容：オンライン服薬指導について（資料 1）

講師 （一社）埼玉県薬剤師会 副会長 齊田 征弘

4. アンケート調査の実施

上記研修会受講者を対象に、終了時に研修会の効果を検証するためのアンケート調査を実施した。（資料 2）

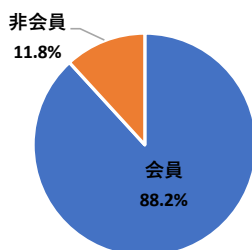
5. アンケート調査の結果

受講者 281 名中 161 名から回答があった。

Q1. 埼玉県薬剤師会会員区分

会員	142
非会員	19

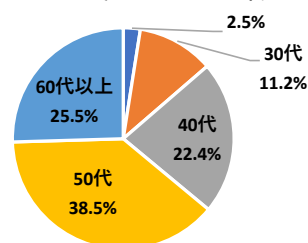
Q1. 埼玉県薬剤師会会員区分



Q2. 年代

20代	4
30代	18
40代	36
50代	62
60代以上	41

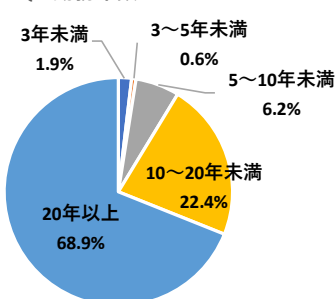
Q2. 年代



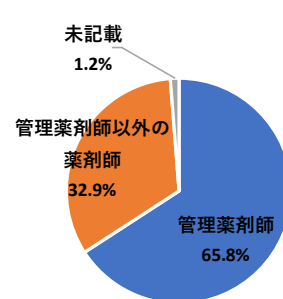
Q3. 勤務年数

3年未満	3
3～5年未満	1
5～10年未満	10
10～20年未満	36
20年以上	111

Q3. 勤務年数



Q4. 管理薬剤師か否か



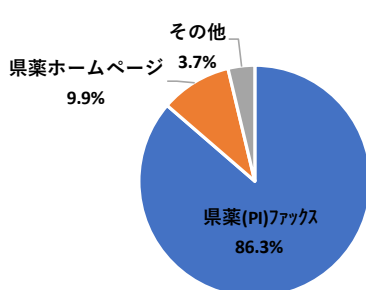
Q4. 管理薬剤師か否か

管理薬剤師	106
管理薬剤師以外の薬剤師	53
未記載	2

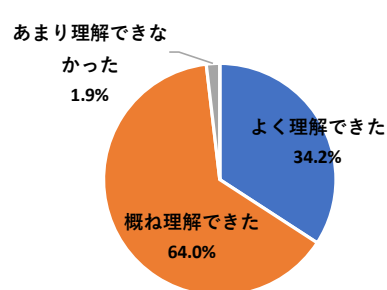
Q5. 研修会を何で知ったか？

県薬 (PI) ファックス	139
県薬ホームページ	16
その他	6

Q5. 研修会を何で知ったか？



Q6. 制度は理解できたか？



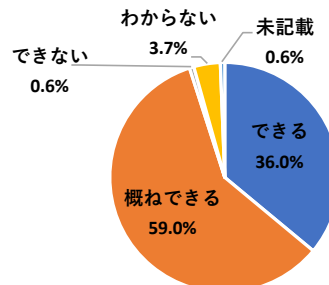
Q6. 制度は理解できたか？

よく理解できた	55
概ね理解できた	103
あまり理解できなかった	3
ほとんど理解できなかった	0

Q7. 今後の業務に役立てることができるか？

できる	58
概ねできる	95
できない	1
わからない	6
未記載	1

Q7. 今後の業務に役立てることができるか？

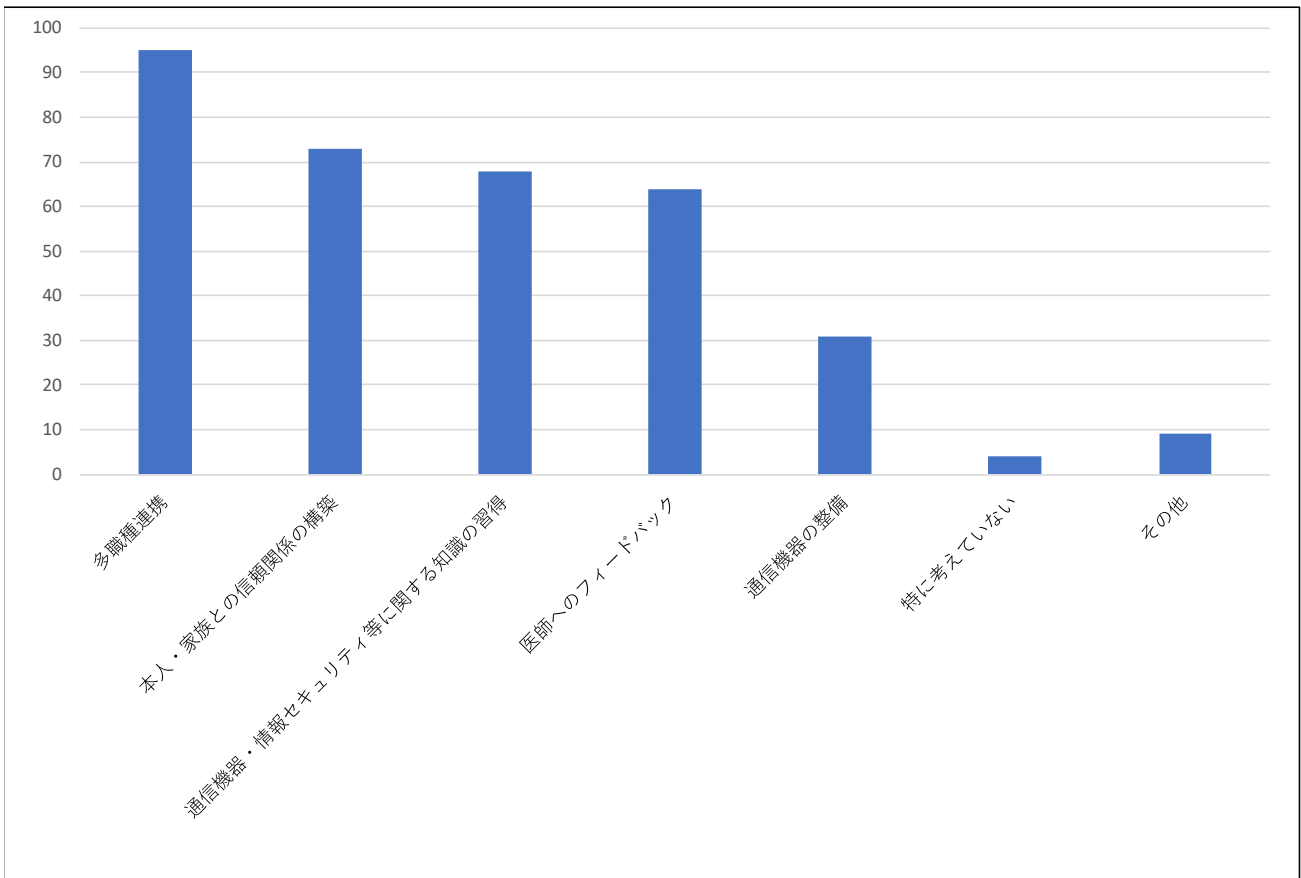


Q8. 明日からどのような行動をしようと思うか？（複数回答可）

多職種連携	95
本人・家族との信頼関係の構築	73
通信機器・情報セキュリティ等に関する知識の習得	68
医師へのフィードバック	64
通信機器の整備	31
特に考えていない	4
その他	9

<その他の理由>

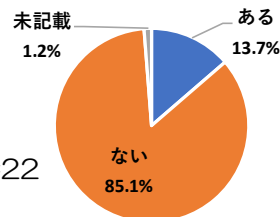
薬局の薬剤師、事務への情報共有
診療報酬の留意点を職場で共有
本日受講していない薬剤師へフィードバック
薬局内スタッフへの情報伝達・共有 算定等個々の業務内容の再確認
研修を受けていない同僚にフィードバックする
会社の社長に、本日の話をして今後の会社の方針を決めてもらおうと思う。
まずは職場内周知
請求をまちがえないようにする。



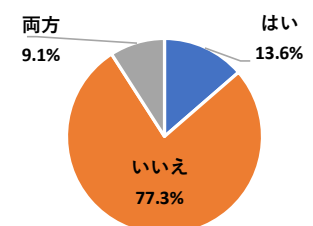
Q9. オンライン服薬指導をしたことがあるか？

ある	22
ない	137
未記載	2

Q9. オンライン服薬指導をしたことがあるか？



Q10. その患者はかかりつけか？



Q10. その患者はかかりつけか？（Q9：ある）※n=22

はい	3
いいえ	17
両方	2

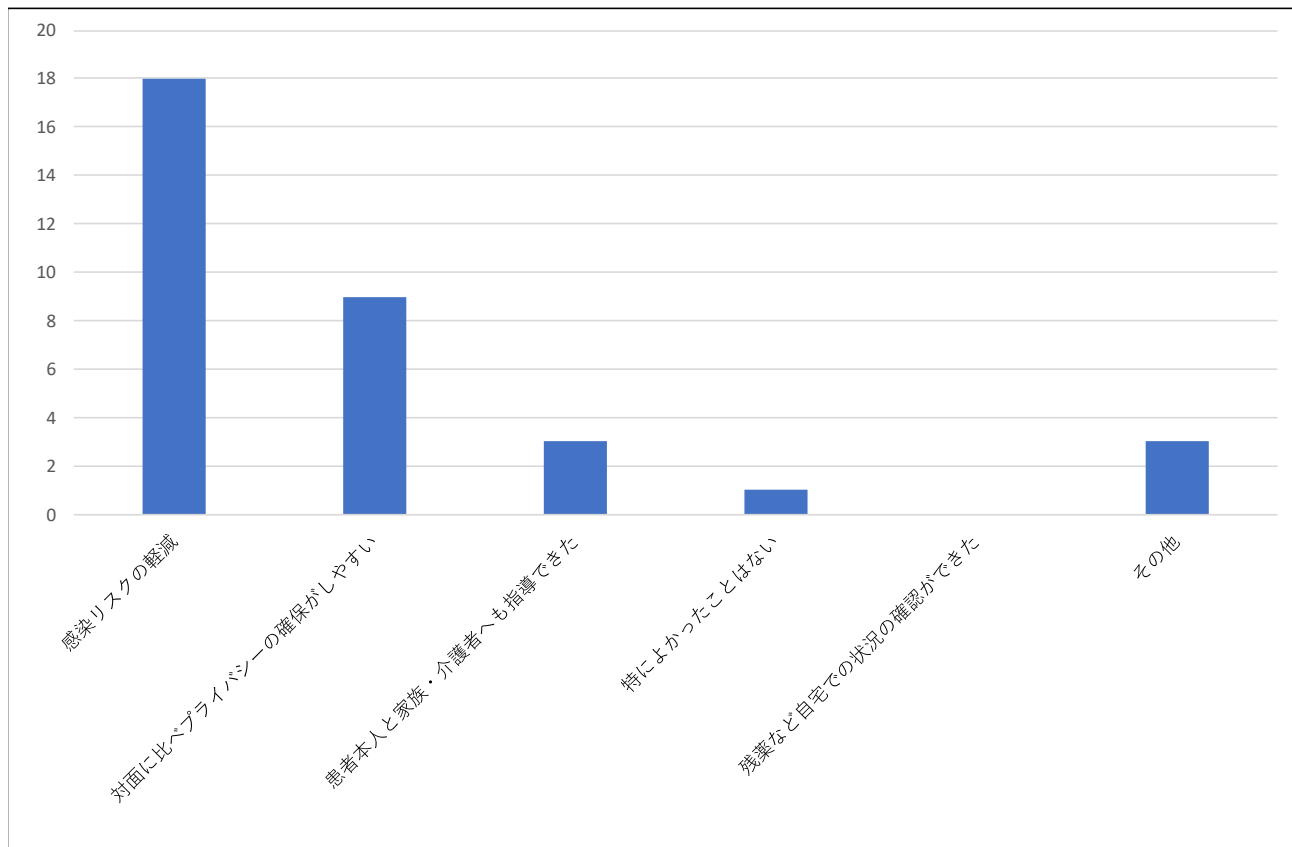
Q11. オンラインで服薬指導をしてよかったこと（複数回答可）（Q9：ある）※n=22

感染リスクの軽減	18
対面に比べプライバシーの確保がしやすい	9
患者本人と家族・介護者へも指導できた	3
特によかったことはない	1
残薬など自宅での状況の確認ができた	0
その他	3

<その他の理由>

遠方の患者であったが、対応している薬局が対応が他になかったため患者の新規獲得ができた

患者様の体調に応じ無理させることなくお薬を届ける事ができた事

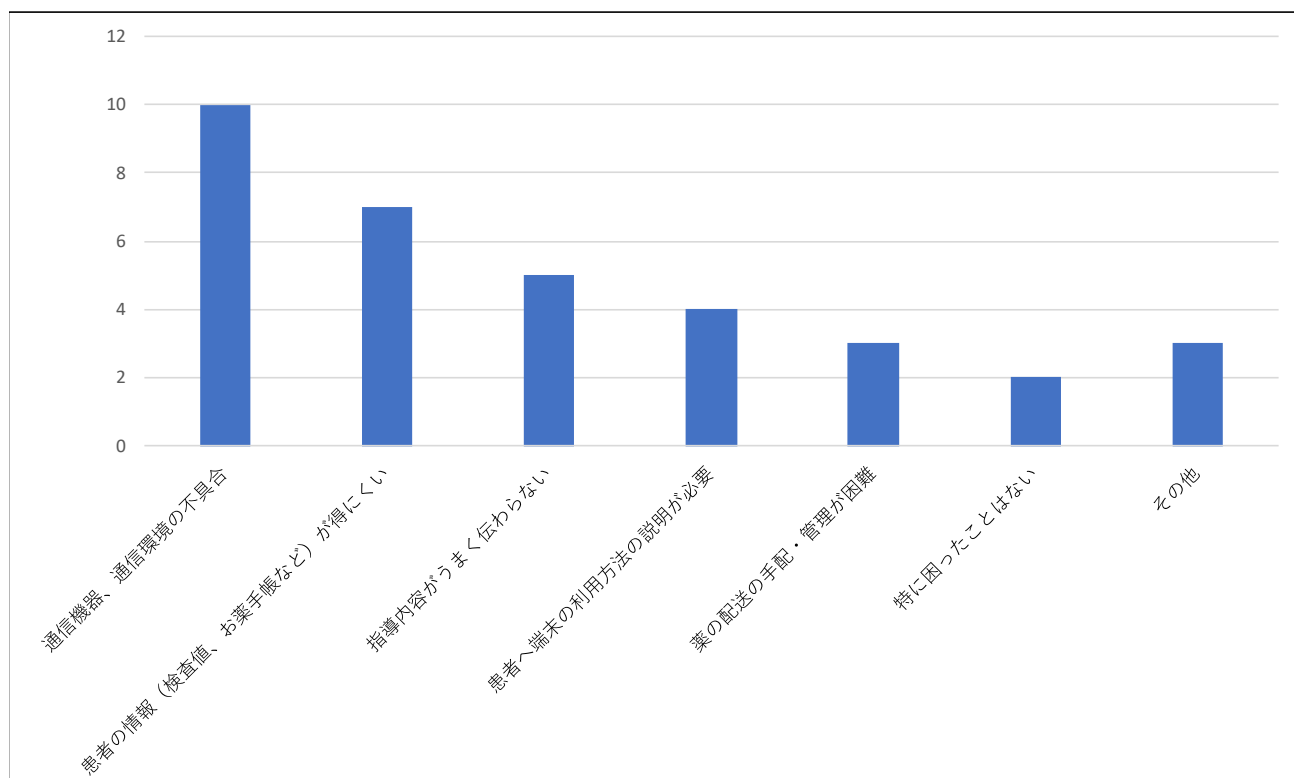


Q12. オンラインで服薬指導をした際に困ったこと（複数回答可）（Q9：ある）※n=22

通信機器、通信環境の不具合	10
患者の情報（検査値、お薬手帳など）が得にくい	7
指導内容がうまく伝わらない	5
患者へ端末の利用方法の説明が必要	4
薬の配送の手配・管理が困難	3
特に困ったことはない	2
その他	3

<その他の理由>

薬の届けや会計など
 約束の時間にログインしてくれない患者さん
 新型コロナ流行中で電話で説明しましたが、指導内容がちゃんと伝わったかどうか確認することが難しかったです。



6. 考察

アンケート回答者のうち、オンライン服薬指導の現状については、オンライン服薬指導を行ったことがあると回答したのが、13.66%となり、昨年(20.59%)より若干下回る結果となった。現状でのオンライン服薬指導の実施に関しては、今回の参加者に関しては少ない状況であった。しかし、制度に関しては98%の参加者が理解したとの回答を得られたため、講習会の効果はあったと考える。

また、明日からの行動に関しては、昨年に引き続き、通信機器・情報セキュリティ等の習得があげられ、オンライン服薬指導の意識が高まっていることが示唆された。

その一方で、通信機器の整備、会社の方向性が定まっていないとの意見も上がっており、患者からの希望があっても、薬局での応需体制が整っていないのも現状である。

実際にオンライン服薬指導を行ったことがある薬剤師の見解では、昨年同様、感染リスクの軽減があげられた。また、オンライン服薬指導を行った患者の77%がかかりつけでない事から、どのような患者がオンライン服薬指導を希望しているのかについての分析も必要と考える。

国は、医療DX推進体制整備に今後も注力していくと考えられるが、薬局のセキュリティ対策についての意識は、まだまだ低いと考えられる。今回の結果を踏まえ、埼玉県薬剤師会としてはすべての薬局がオンライン服薬指導に対応できる体制を目指し、ICTを活用した業務などに係る薬剤師の資質向上について取り組んでいくとともに、実際にオンライン服薬指導を行っている薬局の事例発表を交えた研修会、また医療情報システム安全管理に関するガイドラインに沿った運営をすべての薬局が出来るような情報提供を行う必要があると考える。

オンライン服薬指導について ～令和4年9月改正を中心に～

一般社団法人埼玉県薬剤師会
社会保険委員会 齊田 征弘

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う 調剤報酬上の特例対応（変更点のみ）

患者	令和5年9月4日～7月31日	8月1日～
自宅療養	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（500点）【対面】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（200点）【電話など】	→
施設入居者など	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（500点）【対面】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（200点）【電話など】	→【オンライン】（電話は不可）
外来患者 ⇒患者が対面によらない服薬指導、薬剤交付を希望する場合【04:08:01】	薬剤服用管理指導料1（40点）、同2（57点）【電話など】（旧点数）	薬剤管理指導料4（6点、59点） 【オンライン】（電話は不可）
在宅患者 ⇒感染の懸念から患者が対面によらない服薬指導、薬剤交付を希望する場合	薬剤服用管理指導料1（40点）【電話など】（旧点数）	在宅患者オンライン薬剤管理指導料（50点）【電話は不可】

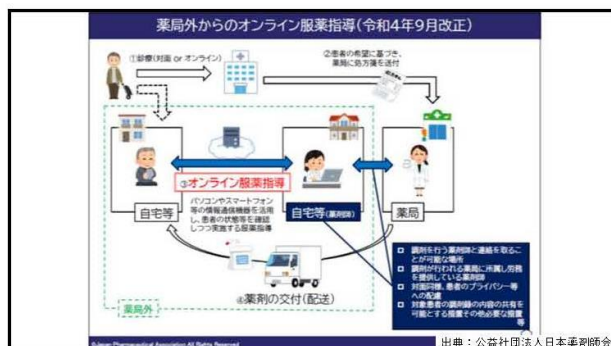
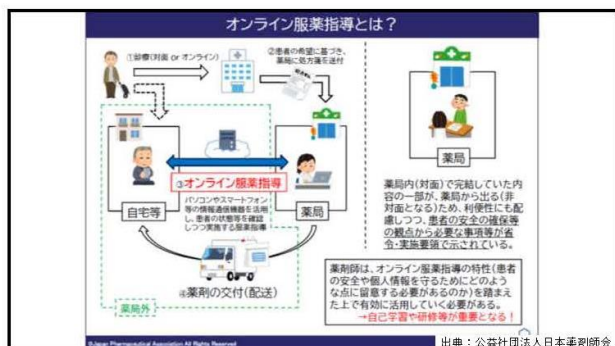
令和5年5月19日、日本薬剤師会作成資料

服薬管理指導料 4 について

- オンライン服薬指導を行った場合に以下の区分により算定する
 - ア) 服薬管理指導料「4のイ」
3月以内に再度処方箋を持参した患者であって手帳を提示したのもの
 - イ) 服薬管理指導料「4のロ」
以下のいずれかに該当する患者
(イ) 初めて処方箋を持参した患者
(ロ) 3月を超えて再度処方箋を持参した患者
(ハ) 3月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示しないもの
- オンライン服薬指導等により、服薬管理指導料にかかわる業務を実施する
- 医薬品医療機器等法（昭和36年厚生省令第1号）及び関連通知[933頁]又は厚生労働省関係国庫戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）及び関連通知に沿って実施する
- 患者の薬剤服用等を指示的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴等及び服用中の医薬品などについて確認する。また、患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるように必要な情報を手帳に添付又は記載する。
- 当該服薬指導を行う情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を患者に配送する際に要する費用、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。
- 薬剤を患者に配送する場合は、その受領の確認する。

オンラインによる服薬指導を行う場合の留意事項

- 「オンライン服薬指導の実施要項について」
（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省・医薬衛生局長通知）
- 「調剤された薬剤の薬局からの配送などについて」
（令和4年3月31日事務連絡）
- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」
（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局通知）
- 「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」
（令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡）



令和4年3月改正のポイント

- 初回からオンライン服薬指導が実施可能
従前は、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導が実施可能となっていたが、今改正で薬剤師の判断により初回から実施可能。
- 診療の形態に関わらずオンライン服薬指導が実施可能
従前は、オンライン診療あるいは訪問診療に基づく処方箋がオンライン服薬指導の対象となっていたが、今改正で全ての処方箋が対象に。
- 「服薬指導計画」の見直し
従前は、患者ごとにその同意を得て「服薬指導計画」を作成し、それに基づきオンライン服薬指導を実施することとされていたが、今改正で見直された。
薬剤師の責任に基づき、患者ごとにその都度、(実施の可否を含めて)適切に判断・実施する必要があるということを確認しておく。

出典：公益社団法人日本薬剤師会

令和4年9月改正の概要(改正前)

- 薬機法施行規則
- 施行通知
 - 第1 改正の趣旨
 - 第2 オンライン服薬指導の内容
 - (1) オンライン服薬指導の実施
 - (2) オンライン服薬指導の実施要件
 - ① 薬剤師の判断
 - ② 患者に対し明らかにする事項
 - (3) オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 - (4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - ① オンライン服薬指導の体制
 - ② 訪問診療を受ける患者への対応
 - ③ 本人の状況の確認
 - ④ 通信環境(情報セキュリティプライバーシー利用済み)
 - ⑤ 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - ⑥ 薬剤の交付
 - ⑦ 服薬指導を受ける場所
 - ⑧ 服薬指導を行う場所
 - ⑨ 処方箋
 - ⑩ その他

出典：公益社団法人日本薬剤師会

令和4年9月改正の概要(改正後)

- 薬機法施行規則(第15条の13)
 - 施行通知 → あらためて「オンライン服薬指導の実施要領」として整理
 - 第1 オンライン服薬指導について
 - 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 - (1) 薬剤師の判断
 - (2) 患者に対し明らかにする事項
 - 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 - 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - (1) オンライン服薬指導の体制
 - (2) 訪問診療を受ける患者への対応
 - (3) 本人の状況の確認
 - (4) 通信環境(情報セキュリティプライバーシー利用済み)
 - (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - (6) 薬剤の交付
 - (7) 服薬指導を受ける場所
 - (8) 服薬指導を行う場所
 - (9) 処方箋
 - (10) その他

注：薬剤師が情報提供を行う場所として「当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所」が追加
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」も踏まえ、必要な対策を実施。
薬剤師が自宅等からオンライン服薬指導を実施する場合も含め、必要な対応(患者のプライバシーへの配慮等)について明示。
文言修正(取扱いの明確化)

出典：公益社団法人日本薬剤師会

オンライン服薬指導の実施について ～令和4年改正を踏まえて～

出典：公益社団法人日本薬剤師会

薬機法

第9条の4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することに関する事項)を明らかにする旨の対応(以下「対面」)を行う旨の事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第36条の10までにおいて同じ。)に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

出典：公益社団法人日本薬剤師会

薬機法施行規則

薬機法施行規則
(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)
第15条の13
薬局開設者は、法第9条の4第1項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
一 当該薬局内において薬剤師等施設薬剤師規則第一条第一項第三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所、居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは薬剤師法第二十二條ただし書に規定する特別の事情がある場合におけるその調剤の業務を行う場所(以下「対面」)において、当該オンライン服薬指導を行う場合に必要と認められる対面による調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所において行わせること。
二 一六(略)
2 法第9条の4第1項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
一 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該薬剤を使用しようとする者の求めに応じて、この項に定める方法により行われる法第9条の4第1項の規定による情報の提供及び指導(以下この号及び次号において「オンライン服薬指導」という。)を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことに関する事項(対面による通話)を記録した上で、行うことができることと認め責任をもつて判断する必要があること。

出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

ただし、注射薬や吸入薬など、使用にあたり手技が必要な薬剤については、(ア)から(エ)までの情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解程度等に関し、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認すること。

なお、当該薬剤師がオンライン服薬指導を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導を受けるよう促すことは薬剤師法(昭和35年法律第146号)第21条に規定する薬剤師業務に違反するものではないこと。

お薬手帳の情報
診療情報
Key word
他の薬局からの情報
患者情報

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティポリシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

(10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(2)患者に対し明らかにする事項(第2号関係)

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、次の(ア)及び(イ)に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上でオンライン服薬指導を実施させること。

なお、当該事項を明らかにするに当たっては、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当該薬局のホームページに表示する方法等によることも可能とすること。

(ア)オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

服用にあたり手技が必要な薬剤の初回処方時等、薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合にオンライン服薬指導を中止した上で、対面による服薬指導を促す旨(情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。)を説明すること。

(イ)オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

オンライン服薬指導時の情報の漏洩等に関する責任の所在が明確にされるようにすること。

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明するに当たっては、以下について留意すべきであること。

- 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。
- 必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。

Key word

対面へ切り替えなくてはならない場合
情報漏洩に関する責任の所在

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1)薬剤師の判断

(2)患者に対し明らかにする事項

(2)患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1)オンライン服薬指導の体制

(2)訪問診療を受ける患者への対応

(3)本人の状況の確認

(4)通信環境(情報セキュリティポリシー・利用端末)

(5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6)薬剤の交付

(7)服薬指導を受ける場所

(8)服薬指導を行う場所

(9)処方箋

(10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬用の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じ、

ア 事前に薬病情報提供状書等を患者に送付してから服薬指導等を実施する(画面に表示しなからの実施も含む)

イ 対面による服薬指導と同様に、患者の求めに応じて、改めて、薬剤の使用方法的説明等を行う。

ウ 対面による服薬指導と同様に、薬剤交付後の服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する

エ 対面による服薬指導と同様に、上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする等の対応を行うこと。

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 薬師管理が適切に行われるために、オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

対面服薬指導が必要な場合

→

患者居住地・職場の近隣にある薬局が望ましい

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(2)訪問診療を受ける患者への対応
 複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する取寄の場合においても、第4(7)に留意しつつ、患者のプライバシーに對面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(3)本人の状況の確認
 原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類(例えば、薬剤師は精写真付きの身分証明書、HPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等)を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会生活上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の態度本人確認を行う必要はないこと。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下、「オンライン診療指針」という。)に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。なお、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、個人所有端末の業務利用については、一定の要件が求められていることに留意すること。患者間の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるように配慮すること。



出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 オンライン服薬指導の実施に当たっては、薬学的知識のみならず、情報通信機器の活用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を習得させるための研修材料等を充実させること。その際、厚生労働省HPIに掲載予定のオンライン服薬指導に関するe-learning等が教材として活用可能であるので、参考にすること。



出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

第1 オンライン服薬指導について
 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 (1)薬剤師の判断
 (2)患者に対し明らかにする事項
 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 (1)オンライン服薬指導の体制
 (2)訪問診療を受ける患者への対応
 (3)本人の状況の確認
 (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 (6)薬剤の交付
 (7)服薬指導を受ける場所
 (8)服薬指導を行う場所
 (9)処方箋
 (10)その他

出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(6) 薬剤の交付
 薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬剤師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに患者に届けさせること。同病所みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同様にする程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。なお、薬局は、薬剤の配送後、当該薬局が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること(配達業者の配達記録やアプリケーション等での受領確認、配達記録が記載されたメール等による確認も含む)。
 また、品質の保持(温度管理を含む。)に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等法上で厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する。薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に薬局を定める等、工夫して対応すること。

出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

初診からオンライン診療を実施する医療機関に関して、オンライン診療指針に規定する以下の要件について、これまでの薬局の記録等から判断して疑義がある場合には、対面による服薬指導と同様に、処方した医師に遵守しているかどうかを確認すること。

初診の場合には以下の処方は行わないこと。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤¹⁾)の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

- 第1 オンライン服薬指導について
- 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 - (1)薬剤師の判断
 - (2)患者に対し明らかにする事項
- 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
- 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - (1)オンライン服薬指導の体制
 - (2)訪問診療を受ける患者への対応
 - (3)本人の状況の確認
 - (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - (6)薬剤の交付
 - (7)服薬指導を受ける場所
 - (8)服薬指導を行う場所
 - (9)処方箋
 - (10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(7)服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(7)服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

- 第1 オンライン服薬指導について
- 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 - (1)薬剤師の判断
 - (2)患者に対し明らかにする事項
- 第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
- 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - (1)オンライン服薬指導の体制
 - (2)訪問診療を受ける患者への対応
 - (3)本人の状況の確認
 - (4)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (5)薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - (6)薬剤の交付
 - (7)服薬指導を受ける場所
 - (8)服薬指導を行う場所
 - (9)処方箋
 - (10)その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(8)服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能であること。この場合において、当該場所は、調剤を行う薬局に薬剤師が常駐していること、当該場所が薬剤師が受け持つ業務に必要十分なプライバシーを確保していること、また、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であること。

薬剤師は、聲音により音声が取れないその他の事情によって、オンライン服薬指導を行う薬局による適切な判断が困難とならざるよう配慮する必要がある場合、オンライン服薬指導を行わないこと。

オンライン服薬指導は患者の心身の状態に関する情報が含まれるものであることを踏まえ、当該情報を適切に保護する観点から、オンライン服薬指導を行う薬局に所属する者以外の第三者が容易に立ち入ることができない状態その他当該情報の全量又は一部が当該第三者に漏洩されない措置が講じられている場所でオンライン服薬指導を行うこと。

また、薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行う場合について、オンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し業務を提供している薬剤師とすること。

なお、薬局開設者は、その所属する薬剤師に、薬局以外からオンライン服薬指導を行わせるに当たり、当該薬剤師がオンライン服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤記録の共有を可能とする環境その他必要な取組を講じること。

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

- 第1 オンライン服薬指導について
- 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 - (1) 薬剤師の判断
 - (2) 患者に対し明らかにする事項
 - (3) オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
- 第3 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
- 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - (1) オンライン服薬指導の体制
 - (2) 訪問診療を受ける患者への対応
 - (3) 本人の状況の確認
 - (4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - (6) 薬剤の交付
 - (7) 服薬指導を受ける場所
 - (8) 服薬指導を行う場所
 - (9) 処方箋
 - (10) その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(9)処方箋

薬局は患者が持参または郵送等した処方箋に基づき調剤を行う必要があるが、処方箋等が処方箋を發行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び、薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

※令和4年9月30日付付一書改定(「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について)(令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交せず、その後対面の服薬指導を受ける場合も、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うことは可能であること。その際も、薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領のアウトライン

「オンライン服薬指導の実施要領」

- 第1 オンライン服薬指導について
- 第2 オンライン服薬指導の実施要件
 - (1) 薬剤師の判断
 - (2) 患者に対し明らかにする事項
 - (3) オンライン服薬指導を実施する際の留意事項
- 第3 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
- 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項
 - (1) オンライン服薬指導の体制
 - (2) 訪問診療を受ける患者への対応
 - (3) 本人の状況の確認
 - (4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
 - (6) 薬剤の交付
 - (7) 服薬指導を受ける場所
 - (8) 服薬指導を行う場所
 - (9) 処方箋
 - (10) その他

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会

実施要領

(10)その他

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

また、薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通して、あらかじめ患者等に周知すること。

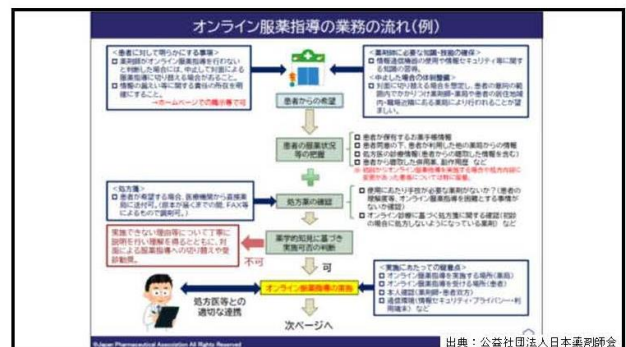
ア オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)

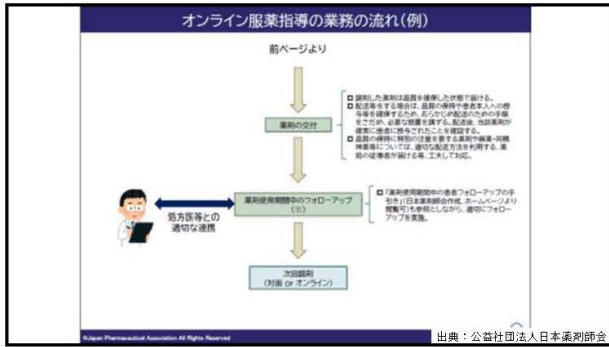
イ オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)

ウ 薬剤の配送方法

エ 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 出典：公益社団法人日本薬剤師会





オンライン服薬指導のメリットとデメリット

【メリット】	【デメリット】
<ul style="list-style-type: none"> ・いつかご家族や介護者への対応の方が、患者と直接話ることができる。 ・ご自宅での状況を確認できる。 ・必要時に、電話対応より画像付きであることは有用。 ・移動、待ち時間の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・対人コミュニケーションにおける取得情報の低下。 ・必ず別途、薬剤の授受が発生する。(品質管理、時間、費用等) ・患者との間に薬剤の漏洩を共有せずに、指導する状況が生じる。 ・通信環境や操作能力の影響を受ける。

※薬用される状況との比較。下記を目的とした活用は別添あり。
 - 離島・へき地への対応
 - 感染防止対策としての手法

© Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved. 出典：公益社団法人日本薬剤師会

オンライン服薬指導に関する研修会アンケート

1. 埼玉県薬剤師会会員区分

会員 非会員

2. 年代

20代 30代 40代 50代 60代以上

3. 薬局薬剤師としての勤務年数

3年未満 3～5年未満 5～10年未満 10～20年未満 20年以上

4. 管理薬剤師か否か

管理薬剤師 管理薬剤師以外の薬剤師

5. この講習会を何で知りましたか？

県薬ファックス(PIファックス) 県薬ホームページ その他

6. オンライン服薬指導の制度は理解できましたか？

よく理解できた 概ね理解できた あまり理解できなかった ほとんど理解できなかった

7. 本日の研修を今後の業務に役立てることができますか？

できる 概ねできる できない わからない

8. 本日の研修を受講し、明日からどのような行動をしようと考えていますか？

本人・家族との信頼関係の構築 医師へのフィードバック 多職種連携
通信機器の整備 通信機器・情報セキュリティ等に関する知識の習得 特に考えていない
その他()

9. 今までにオンラインで服薬指導をしたことがありますか？

ある ない(「ない」の場合、ここで終了)

10. その患者はかかりつけですか？

はい いいえ かかりつけの患者とそうでない患者両方

11. オンラインで服薬指導をしてよかったことはどのようなことですか？(複数回答可)

患者本人と家族・介護者へも指導できた 残薬など自宅での状況の確認ができた
対面に比べプライバシーの確保がしやすい 感染リスクの軽減
その他(以下に内容記入) 特によかったことはない

[]

12. オンラインで服薬指導をした際に困ったことはどのようなことですか？(複数回答可)

通信機器、通信環境の不具合 患者へ端末の利用方法の説明が必要
指導内容がうまく伝わらない 患者の情報(検査値、お薬手帳など)が得にくい
薬の配送の手配・管理が困難
その他(以下に内容記入) 特に困ったことはない

[]